

## 文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

3月2日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定2件です。

3月7日、委員会を開催し、所管する担当部課職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

「議案第5号 上野原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、現在の経過措置期限である、令和4年3月31日までに、認定資格研修を修了しない「みなし支援員」が6名いることから、令和6年3月31日まで経過措置を延長するものです。

委員からの、現在の支援員の人員配置はどうなっているか、という質問については、支援員とみなし支援員を含め、ありんこクラブ11名、かぜのこクラブ5名、コモコモクラブ9名、あおぞらクラブ3名とのことです。

また、県の研修の頻度と募集人数、研修時間はどのくらいか、という質問については、頻度は年に1回で、上野原市の募集枠が4名、研修時間は午前9時過ぎから午後3時頃までを6日間との説明がありました。

委員からは、年に1回の研修では限度があるため、研修の回数を増やすなど、県へ要望していくべき、との意見が出されました。

「議案第6号 上野原市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について」は、学校給食の公会計化を実施するに当たり、これまで調理場ごとに設置していた学校給食運営委員会を一本化するものです。

以上、当局提出2案件について、採決を行った結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、委員から、桂川テニス兼フットサル場の改修状況について調査すべきとの意見があり、閉会中の視察調査をすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。